

国民健康保険に係る診療報酬明細書等点検等業務仕様書

1 業務名 国民健康保険に係る診療報酬明細書等点検等業務

2 目的

国民健康保険に係る診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等点検等業務のうち、レセプトの内容点検等を業務委託し、医療費の適正化を図ることを目的とする。

3 対象

鳴門市国民健康保険被保険者の医科、歯科、調剤、訪問看護のレセプト等（柔道整復施術療養費を除く。）

※（国保）令和7年12月診療分～令和8年11月診療分レセプト等

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5 委託業務内容

（1）レセプトの内容単月点検

- ・固定点数の点検（点数表との照合点検）
- ・横計、縦計の点検
- ・実診療日数と初診、再診回数の点検
- ・調剤レセプトの点検
- ・入院料、各種医学管理料及び介護療養費等の点検
- ・使用薬剤と厚生労働省通達の使用量の適否の点検
- ・給付発生原因の点検
- ・医療機関ごとの突合点検

（2）レセプトの内容縦覧点検

- ・3ヶ月連月全件点検（単月点検時並行実施）
- ・医科レセプトと調剤レセプトの照合点検（1,500点未満も含む）
- ・加重診療等の点検
- ・その他単月点検時において把握できない項目についての点検

なお、上記（1）、（2）の点検後は市保険課内の国保総合システム（レセプト管理システム）の点検画面より「再審査事由」等の入力及び登録をする。

（3）予定点検枚数

医科、歯科、調剤、訪問看護レセプト 月18,000件程度

(4) その他

- ①毎月業務終了時には、点検件数を明記した業務終了の報告書を市に提出すること。
- ②レセプト等点検業務にかかる国及び県の指導監査等において立会い等を行うこと。
- ③その他記載のない事項については、市と協議を経て行うこと。

6 業務の履行場所

鳴門市撫養町南浜字東浜170番地（鳴門市役所健康福祉部保険課）にて作業を行う。

7 業務要員の遵守事項及びその徹底

(1) 守秘義務

- ① 本業務によって知り得た情報は、個人のプライバシーに関わることであり、個人情報保護の観点から、関係法令・条例を遵守し、決して外部に漏洩しないよう誠実に対処すること。また、職を退いた後も同様とする。

8 レセプト等の取り扱い

(1) 複写、複製等の禁止

- ① 受託者は、市の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために市から引き渡された個人情報記録されたレセプト等を複写し、又は複製してはならない。
- ② 市の要請によらないレセプトの複写物等の作業場所以外への持ち出しは、厳に禁止する。
- ③ レセプト情報の点検目的以外の使用及び第三者への提供を禁ずる。
- ④ レセプトの複写物等に関して、市の承認を得ずして一切廃棄を行わないこと。

9 その他の遵守事項

- ① 受託者は、本件委託業務の専門性及び特殊性を十分認識し、正確かつ適正な業務を遂行する。
- ② 受託者は、医療機関での診療報酬請求業務を行っている者を本件委託業務に従事させてはならない。
- ③ 業務要員が作業を行う場合は、必ず所定の名札をつけること。
- ④ 関係者以外は、作業場所に一切立ち入らせないこと。
- ⑤ 再委託は禁止する。
- ⑥ 上記業務や禁止事項に反した場合は、契約解除を行う。

10 業務要員名簿等

- (1) 受託者は、業務の主任者のほか、受託業務に必要な要員を委託の期間従事させることとする。ただし、業務に携わる者は、医療事務に関し一定の教育を受けた者とする。
- (2) 委託業務に携わる業務要員名簿を提出すること。
- (3) 名簿には、氏名及び点検等に係る資格の有無を掲載し、業務内容ごとに整理する。
- (4) 業務要員の変更等があるときは、遅滞なく名簿の差し替えを行い、これをもって、市に報告するものとする。